

第 3 2 回 農業委員会総会議事録

令和 2 年 2 月 2 6 日開会

中標津町農業委員会

令和2年2月26日、第32回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝二
2番	田中	洋希
3番	竹村	聡
4番	武田	健治
5番	田中	世一
6番	瀧本	和男
7番	須崎	智
9番	和泉	光広
10番	後藤田	宏幸
11番	高橋	正一
12番	赤波江	信二
13番	國光	達男
14番	小林	亨
15番	中村	正生
16番	笠原	康博
18番	本田	信幸

本日欠席した委員

8番	上原	房子
17番	氏家	康夫

附議した案件

- (イ) 議案第178号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第179号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第180号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 報告第86号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ホ) 議案第181号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ヘ) 報告第87号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ト) 議案第182号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (チ) 議案第183号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (リ) 議案第184号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヌ) 報告第88号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	坂 井 一 文
庶務係 長	岩 崎 敏 巳
農地係 長	葛 西 利 光
係	本 田 文 子

(開 会 13時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第32回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
3番、竹村 聡。
4番、武田 健治。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 1月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。1月27日、北海道農業者年金協議会主催によります令和元年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が標津町生涯学習センターにて開催され、本町から代議員1名、農業委員11名、事務局2名の合わせて14名が出席しております。「農業者年金の加入推進」、「新農業者年金制

度」、「新・旧両制度年金の支給停止」などについて、北海道農業会議の担当者より説明を受けました。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第178号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)から(3)について、内容を事務局から説明願います。
(挙手あり)農地係長。

農地係長 上程になりました議案第179号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)について説明いたします。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積17,829㎡、利用状況、牧草畑。ほか2筆、合計畑63,550㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成30年1月1日から令和4年12月31日まで。5、合意解約成立の日。令和2年2月12日。6、解約の理由。合意解約。

この案件については、議案第183号(1)(2)に関連するもので、賃貸借中の農地について、譲渡と賃貸借の再設定をするため、期間内解約するものです。4ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積23,934㎡、利用状況、牧草畑。ほか1筆、合計畑55,143㎡。3、利用権の種類。使用賃貸借権。4、契約期間。平成31年3月1日から令和11年2月28日まで。5、合意解約成立の日。令和2年2月12日。6、解約の理由。合意解約。

この案件については、議案第183号(4)に関連するもので、前経営主と使用賃貸借していた農地について、近隣農家に所有権移転するため、期間内解約するものです。5ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人 北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積49,516㎡、利用状況、牧草畑。ほか1筆、合計畑98,724㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成27年11月30日から令和2年9月28日まで。5、合意解約成立の日。令和2年2月25日。6、解約の理由。合意解約。この案件については、議案第183号(5)に関連するもので、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、近隣農家と賃貸借するため、期間内解約するものです。以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程４、議案第１７９号「現況証明願いについて」を上程致します。(１)について、
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第１７９号「現況証明願いについて」(１)について説明いたします。７ページをお開きください。
(１) １、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
２、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積
27,910 ㎡、利用状況、宅地。３、申請の理由。地目変更登記申請のため。４、見取
図は、８ページのとおりでです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の白地地域となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地
であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。平成３０年１１月３０
日に第３推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると
判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(１)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(２)(３)について、地区推進班から議案の朗読と
説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第１７９号(２)(３)について説明いたします。９ページを
お開きください。
(２) １、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
２、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積
22,360 ㎡、利用状況、宅地。３、申請の理由。地目変更登記申請のため。４、見取

図は、10ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地で公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。平成29年10月4日に第3地区推進班で土地評価の際に現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。11ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積35,551 m²、利用状況、宅地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は、12ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地で公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和元年6月20日に第3地区推進班で土地評価の際に現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第180号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

(1) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第180号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。14ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 10,305 m²、利用目的、牧草畑。ほか 21 筆、合計畑 553,916 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 2 年 2 月 29 日から令和 12 年 2 月 28 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。7、見取図については、16 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員着席)
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。
日程 6、報告第 86 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 報告第 86 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1) について説明いたします。18 ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。平成 31 年 3 月 20 日付、中農委 4 第 30-10 号。
3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番。4、転用目的。
砂利、黒墨、土採取。5、事業計画の期間。平成 31 年 3 月 22 日から令和 2 年 3 月 21 日まで。6、事業完了年月日。令和元年 12 月 30 日。
7、完了検査年月日につきましては、令和 2 年 2 月 12 日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、同日付けで、完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 報告第86号(2)について説明いたします。19ページをお開きください。
(2) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和元年6月21日付、中農委4第令元-3号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。乾乳舎・哺育舎建設。5、事業計画の期間。令和元年6月21日から令和元年12月31日まで。6、事業完了年月日。令和元年12月27日。7、完了検査年月日につきましては、令和2年1月9日に第4地区推進班により、現地において計画どおり建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程7、議案第181号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第181号「農地法第4条の規定による許可申請について」
(1) について説明いたします。21ページを開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,143㎡の内12,786㎡、ほか1筆。3、許可を受けようとする事由。砂利、黒墨、土採取のため。4、転用の期間。令和2年3月19日から令和3年3月18日まで。5、見取図については、22ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものです。積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて確認したところですが、〇〇氏の4条申請による砂利等採取については平成7年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団の農地として利用することが可能になることから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

た。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、意見聴取いたします。
日程8、報告第87号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第87号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)について説明いたします。24ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名
中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和元年6月21日付、中農委5第令元－3号。3、
許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画
の期間。令和元年6月21日から令和2年6月20日まで。6、事業完了年月日。
令和2年2月5日。7. 完了検査年月日につきましては、令和2年2月7日、第1
地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたこ
とを確認しております。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程9、議案第182号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致し
ます。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第182号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。議案の26ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,677 m²の内 16,500 m²。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。4、転用の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂 6,343 m³。7、最大切深。3.0m。8、見取図については、27ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂採取のため申請があったものです。申請地については、平成29年に隣接の非農地で採取を行なった継続として、平成30年から当該地で実施されており、今回の申請面積は 16,500 m²となっております。令和2年1月20日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第182号(2)(3)について説明致します。議案の28ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 21,037 m²、ほか1筆、合計畑 24,001 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利 24,522 m³。7、最大切深。11.0m。8、見取図については、29ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地については、平成25年からの継続地で今回の申請面積は 24,001 m²となっております。令和2年1月20日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。30ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 51,060 m²の内 15,632 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、

転用の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利 24,872 m³。7、最大切深。5.0m。8、見取図については、31ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地については、平成25年からの継続地で今回の申請面積は 15,632 m²となっております。令和2年1月20日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第182号(4)から(7)について説明致します。議案の32ページをお開きください。なお、(4)(5)につきましては、同一申請地における事業であること及び借主が同一であることから、一括して説明いたします。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、釧路市〇〇〇〇番〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 38,778 m²の内 9,723 m²、ほか1筆、合計畑 10,539 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利 39,489 m³。7、最大切深。13.0m。8、見取図については、33ページのとおりとなっております。34ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 21,901 m²の内 4,526 m²、ほか1筆、合計畑 6,983 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利 25,424 m³。7、最大切深。13.0m。8、見取図については、35ページのとおりとなっております。この2件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。新規案件で5年程度の期間をかけて砂利採取を行なおうとするもので、当該農地分に係る今回の申請面積は(4)が 10,539 m²、(5)が 6,983 m²となっております。事前協議の申し出により、令和元年8月30日農地委員会と第2地区推進班で現地調査及び協議を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のお

り転用は止むを得ないものと判断いたしました。

36ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 9,919 m²の内 1,650 m²、ほか3筆、合計畑 12,173 m²。3、許可を受けようとする事由。黒墨採取のため。4、転用の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨 34,464 m³。7、最大切深。14.6m。8、見取図については、37ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。申請地については、平成30年からの継続地であり、今回の申請面積は 12,173 m²となっております。令和2年1月20日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。38ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,765 m²の内 5,835 m²。3、許可を受けようとする事由。黒墨採取のため。4、転用の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨 29,223 m³。7、最大切深。13.8m。8、見取図については、39ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒ボク採取のため申請があったものです。申請地については、平成30年からの継続地であり、今回の申請面積は 5,835 m²となっております。令和2年1月20日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) から (7) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程 10、議案第 183 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 183 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2) について、説明いたします。なお、(1)(2) は譲渡人及び譲受人が同一なことから指名等を省略し、一括して説明いたします。

41 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 17,829 m²、利用目的、牧草畑。ほか 1 筆、合計畑 47,251 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,637,000 円。

6、資金調達方法。スーパー L 資金 3,600,000 円、自己資金 37,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地、〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、42 ページのとおりです。43 ページをお開きください。

(2) 2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 16,299 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家へ農地の賃貸借を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 2 年 3 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで。6、価格。年 52,000 円。7、資金調達方法。自己資金 52,000 円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地、〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、44 ページのとおりです。この 2 件につきましては、賃貸借中の農地のうち 2 筆を借主に売買譲渡したうえで、残りの農地は賃貸借を継続したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3) から(5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

上程になりました議案第183号(3)から(5)について説明いたします。45ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積7,254㎡、利用目的、牧草畑。ほか15筆、畑499,211㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。34,656,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金34,656,000円。7、譲受人の経営状況。公益財団法人 北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、47ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。48ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,934㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。4,052,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金4,000,000円、自己資金52,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、49ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。50ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積49,516㎡、利用目的、牧草畑。ほか1筆、畑98,724㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借の合意解約の申し出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年2月27日から令和2年9月28日まで。6、価格。年130,300円。7、資金調達方法。自己資金130,300円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇

○頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、51ページのとおりです。この案件につきましては、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、近隣農家と賃貸借するものであります。別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6)から(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第183号(6)から(11)について説明いたします。52ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○番地○○、○○ ○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○番地○○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、山林、現況、畑、面積17,430の内9,900㎡、利用目的、牧草畑。ほか1筆、畑70,500㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年260,000円。7、資金調達方法。自己資金260,000円。8、借主の経営状況。世帯員、○○人、農従者、○○人、畑○○○○㎡、採草放牧地○○○○㎡、計○○○○㎡、家畜、牛○○頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、53ページのとおりです。なお、(7)から(11)につきましても、貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。54ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町○○○○番地○○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積49,586㎡、利用目的、牧草畑。ほか1筆、畑55,408㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年204,000円。7、資金調達方法。自己資金204,000円。8、借主の経営状況。世帯員、○○人、農従者、○○人、畑○○○○㎡、採草放牧地○○○○㎡、計○○○○㎡、家畜、牛○○頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、55ページのとおりです。56ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町○○○○番地○○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 48,605 m²、利用目的、牧草畑。ほか2筆、畑 89,452 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年 292,000 円。7、資金調達方法。自己資金 292,000 円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、57ページのとおりです。58ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,550 m²、利用目的、牧草畑。ほか4筆、畑 117,630 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年 338,000 円。7、資金調達方法。自己資金 338,000 円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、59ページのとおりです。60ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 47,746 m²の内 44,046 m²、利用目的、牧草畑。ほか4筆、畑 69,059 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年 226,000 円。7、資金調達方法。自己資金 226,000 円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、61ページのとおりです。62ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 74,086 m²、利用目的、牧草畑。ほか2筆、畑 99,778 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年 328,000 円。7、資金調達方法。自己資金 328,000 円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、63ページのとおりです。

この6件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添

の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)から(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程11、議案第184号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第184号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。65ページをお開きください。令和元年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、以上2件の提出がありました。令和2年1月21日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
日程12、報告第88号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第88号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご説明致します。

議案の６７ページ・６８ページをお開きください。

今回につきましては、平成２７年６月８日から令和元年１２月２日付けで認定のあった１３件について記載しております。新規認定は３件、再認定６件、変更４件、となっております。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第３２回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 １４時１５分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月26日

会 長 _____

3 番 _____

4 番 _____